茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金（第6弾） 申請の手引き

（2026 年7月～9月分）

1. 交付対象者

以下の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

- 支給申請時点において、県内に特別高圧電力利用施設を有し、当該施設の電気料金を現に負担している事業者で、次のいずれかに当てはまる者（※1）
 - 小売電気事業者から直接的に特別高圧電力の供給を受けている中小事業者（※2）
 - 小売電気事業者から特別高圧電力の供給を受けている県内の商業施設等の施設内に事務所又は事業所を有し、当該施設で特別高圧電力から配電された電力の供給を受けている中小事業者等（※2）
 - 小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている茨城県内の保険医療機関
- 支給申請後においても茨城県内での営業の継続が確実であると認められる者

※1 国、地方公共団体、公共法人（国立大学法人、独立行政法人等）、暴力団及び暴力団員等、代表者又は役員のうちに暴力団員等がいる中小事業者、性風俗関連特殊営業を行う事業者、政治団体、宗教団体、大企業及びみなし大企業（※3）などは対象外となります。ただし、公共法人が特別高圧電力の供給を受けている茨城県内の保険医療機関を有している場合は、当該保険医療機関に限り支給の対象となります。

※2 中小企業の判断基準

○ 法人の場合

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

○ 個人の場合

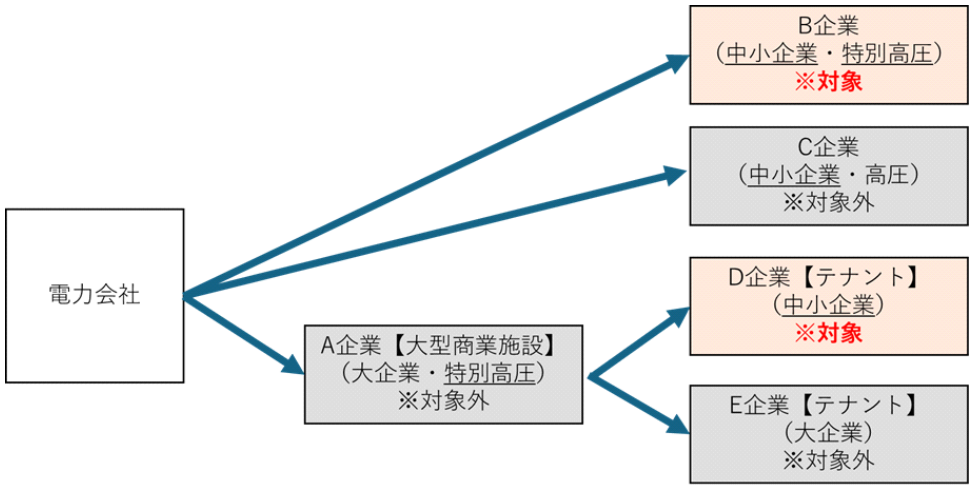
業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人
卸売業	常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	常時使用する従業員の数が 50 人以下の個人
サービス業	常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

※3 みなし大企業の要件（以下のいずれかに該当するもの）

ア 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者

【交付対象者のイメージ】



2. 支給額

対象期間の電気使用量（kWh） × 支給単価

支給対象期間	使用電力1kWh あたりの支給単価
2026 年7月、9月分	1. 8円
2026 年8月分	2. 3円

3. 申請方法等

(1)申請期限

2026 年 10 月26日(月曜日) から 2026 年11月30日(月曜日) ※ **必着**

(2)申請方法

宣誓事項及び同意事項をご確認の上、「茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金(第6弾)支給申請書兼請求書」に必要事項を記入し、添付書類と併せて(3)のいばらき電子申請・届出サービスにより提出してください。

(3)提出先(いばらき電子申請・届出サービス)

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=95783

※ 申請後、申請書受領のメールが自動で送付されます。提出後しばらく経っても連絡がない場合には、お手数ですが茨城県産業戦略部中小企業課(電話:029−301−3550)までご連絡をお願いします。

4. 申請書の記入方法

(0)共通事項

- 申請者側で入力するセルは黄色にしております。申請(請求)額は自動で算出されますので、黄色の欄以外は絶対に入力しないでください。

(1)申請者情報

- 特別高圧電力利用施設を運営している法人(又は個人)の情報を入力してください。
- 法人番号は 13 桁の番号です。番号が分からない場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」で確認できます。
- これまで茨城県が実施した特別高圧受電施設等電気料金支援金について、過去に受給実績がある場合には、「過去の申請情報」で②を選択してください。また、直近の支給を受けた時期を選択し、当時からの商号、代表者、資本金、主要株主等の変更の有無を選択してください。変更がなければ、一部添付書類の提出を省略することが可能です。

【過去の実施状況】

支給区分	支給対象期間	申請受付期間
第１弾	2023 年４月分～9 月分	2023 年８月～11 月
第２弾	2023 年 10 月分～ 2024 年５月分	2024 年１月～２月(先行分) 2024 年７月～８月(本支給分)
第３弾	2024 年 8 月分～10 月分 2025 年１月分～3 月分	2025 年５月～６月
第４弾	2025 年７月分～9 月分	2025 年 10 月～11 月
第５弾	2026 年１月分～3 月分	2026 年４月～５月

(2)受電施設及び電力使用量実績

- 実際に特別高圧電力を利用している施設の情報を入力してください。
- 同一法人が複数施設を運営している場合には、「(1)申請者情報」及び「(3)振込先口座」が同じであれば、複数施設を一括して申請することが可能です。
 (例：同一法人が大規模商業施設等で複数のテナントを運営している場合など)
 複数施設を申請する場合、欄外左の ＋ ボタンをクリックして、非表示となっている行を表示した上で入力をお願いします。(最大 10 施設まで入力可能ですが、10 施設を超える場合には、11 施設目以降について別途申請をお願いします。)
- 使用電力量は、請求書等に記載されている数字と一致させてください。
- 申請額は、上記の使用電力量に基づき自動で算出されます。
- 申請種別は以下の 4 種類から選択してください。
 1.直接受電施設　　･･･ 工場など特別高圧で直接受電している方
 2.間接受電施設(法人)･･･ 特別高圧で受電している大規模商業施設などにテナント入居している法人事業者
 3.間接受電施設(個人)･･･ 特別高圧で受電している大規模商業施設などにテナント入居している個人事業主
 4.保険医療機関　　･･･ 特別高圧で受電している保険医療機関
 ※ ただし、特別高圧で受電している大規模施設等にテナント入居している保険医療機関は、2 または 3 の間接受電施設を選択してください。

(3)振込先口座

- 支援金の振込先の口座情報を入力してください。
- 前回支給決定時から振込先口座の変更がない場合は、通帳の写しの提出を省略することができます。
- 通帳の写しを提出する場合、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義が確認できるようコピーして提出してください。

・ 電子通帳やインターネットバンキングなどで、紙媒体の通帳がない場合は、口座情報が分かるインターネット画面等の写しを提出してください。

（4）担当者連絡先

・ 申請書の内容確認のためご連絡させていただく場合がありますので、日中にご連絡のつく担当者の連絡先を記載してください。
・ 県での審査完了後、支給決定の通知は本欄に入力いただいたメールアドレス宛てに送付します。

（5）添付書類

・ 入力いただいた申請情報や過去の申請状況により、提出が必要な添付書類が自動表示されます。
・ 複数施設を一括して申請する場合、⑤及び⑥は申請する施設分必要となります。

【提出書類一覧】　　◎必須　、　〇前回申請から変更がない場合は省略可

添付書類	直接受電	間接受電（法人）	間接受電（個人）	保険医療機関	備　考
①履歴事項全部証明書（2026 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）	〇	〇			※商号、代表者、資本金について、前回申請時から変更がない場合は省略可
②主要株主名簿（株主名及び保有株式数が分かるもの）	〇	〇			※主要株主等について、前回申請時から変更がない場合は省略可
③直近の確定申告における法人事業概況説明書	〇	〇			※商号、代表者、資本金について、前回申請時から変更がない場合は省略可
④振込先口座の通帳の写し	〇	〇	〇	〇	※前回支給決定時から振込先口座に変更がない場合は省略可
⑤特別高圧電力の供給を受けて電力料金を負担していることを証する書類	〇	〇	〇	〇	※過去（第1～5弾）に支給を受けている場合は省略可（前回申請から追加・変更となった施設は除く） ※過去に本支援金の支給を受けていない場合でも、⑥の書類で契約区分が明記されている場合は省略可 ※間接受電事業者の場合は、施設に入居している事実を証する書類（テナント契約書等）

⑥支給対象期間の特別高圧電力の使用量を証する書類(請求書等)	◎	◎	◎	◎	※間接受電事業者の場合は、入居する特定施設から請求される請求書(使用電力量が明示されているもの)
⑦本人確認書類(代表者分)			○		※過去(第1～5弾)に支給を受けている場合は省略可
⑧直近の確定申告書又は開業届			○		※過去(第1～5弾)に支給を受けている場合は省略可

5. 支給決定及び支援金の支払

申請書類に基づいて支援金の額の算定に誤りがないかどうか等を確認し、支援金を支給すべきものと認めたときは、申請者あてに支給決定通知を送付し、支払い処理を行います。